

特定行為に係る看護師の研修及び研修修了後の特定行為実施にご理解、ご協力をお願いいたします

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の実施施設です。

また看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定の医行為を実施する施設でもあります。

医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修・実施」についてご相談がある場合には、下記

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。

相談日及び相談時間

- 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 場所 2F 患者サポートセンター
「総合相談」
- 窓口責任者 医事課長